

○外務省
財務省
国土交通省
告示第一号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）別表一の項及び二の項の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件（平成二十九年<sup>外務省
財務省
国土交通省</sup>告示第二号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月七日

外務大臣 河野 太郎

財務大臣 麻生 太郎

国土交通大臣 石井 啓一

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件の一部を改正する告示

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特

別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件（平成二十九年
外務省
財務省
国土交通省
告示

示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附 則

この告示は、公布の日から起算して三日を経過した日から施行する。